

鹿 児 島 県 公 報

平成27年9月1日（火）第3141号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 平成27年度に皆伐することができる保安林の伐採面積の許容限度の公表 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（4件） (障害福祉課取扱い) 3
- 漁業の免許 (水産振興課取扱い) 4
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 6
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 6
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 7
- 証紙販売人の指定の解除 (会計課取扱い) 8

公 告

- 一般競争入札公告 (財政課取扱い) 8
- 落札者等の公告 (総務事務センター取扱い) 11
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 11
- 平成27年度技能検定（後期）実施公告 (雇用労政課取扱い) 11
- 指定管理者の公募公告（2件） (観光課取扱い) 14
- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（2件） (観光課取扱い) 17
- 指定管理者の公募公告 (国際交流課取扱い) 17
- 一般競争入札公告 (監理課取扱い) 19
- 河川法に基づく川内川水系河川整備計画の公表 (河川課取扱い) 22
- 河川法に基づく金久田川水系河川整備計画の公表 (河川課取扱い) 22
- 河川法に基づく大川水系河川整備計画の公表 (河川課取扱い) 22
- 河川法に基づく嘉渡川水系河川整備計画の公表 (河川課取扱い) 22
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 22

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 23

告 示

鹿児島県告示第794号

平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
甲突川～馬渡川地区水源かん養保安林	173.61
串木野～花渡川地区水源かん養保安林	420.85
川内川下流地区水源かん養保安林	963.24
出水地区水源かん養保安林	604.42
川内川中流地区水源かん養保安林	929.87
別府川～新川地区水源かん養保安林	788.56
本城川～内之浦地区水源かん養保安林	1,336.86
肝属川地区水源かん養保安林	645.73
菱田川地区水源かん養保安林	296.42
大淀川上流地区水源かん養保安林	151.55
種子島地区水源かん養保安林	188.44
屋久島地区水源かん養保安林	1,830.25
それぞれの島地区水源かん養保安林	1,064.90
計	9,394.70
甲突川～馬渡川地区土砂流出防備保安林	15.02
串木野～花渡川地区土砂流出防備保安林	26.47
川内川下流地区土砂流出防備保安林	10.06
出水地区土砂流出防備保安林	13.76
川内川中流地区土砂流出防備保安林	12.40
別府川～新川地区土砂流出防備保安林	13.66
本城川～内之浦地区土砂流出防備保安林	124.60
肝属川地区土砂流出防備保安林	6.58
菱田川地区土砂流出防備保安林	9.44
大淀川上流地区土砂流出防備保安林	0.32
種子島地区土砂流出防備保安林	0.98
屋久島地区土砂流出防備保安林	92.24
計	325.53
川内川下流地区飛砂防備保安林	2.12
計	2.12
川内川下流地区防風保安林	0.42
計	0.42
甲突川～馬渡川地区干害防備保安林	9.84
串木野～花渡川地区干害防備保安林	10.92
川内川下流地区干害防備保安林	29.02
出水地区干害防備保安林	57.13
川内川中流地区干害防備保安林	3.34
別府川～新川地区干害防備保安林	5.88
本城川～内之浦地区干害防備保安林	15.56
菱田川地区干害防備保安林	0.92
大淀川上流地区干害防備保安林	3.38
種子島地区干害防備保安林	29.44
それぞれの島地区干害防備保安林	22.64
計	188.07
串木野～花渡川地区魚つき保安林	0.90
出水地区魚つき保安林	1.56
計	2.46
甲突川～馬渡川地区保健保安林	16.48

串木野～花渡川地区保健保安林	0.82
川内川下流地区保健保安林	46.42
出水地区保健保安林	3.18
別府川～新川地区保健保安林	0.74
それぞれの島地区保健保安林	15.16
計	82.80
合 計	9,996.10

鹿児島県告示第795号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市岡之原町1996番8, 1996番9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第796号

平成27年7月17日鹿児島県告示第675号（以下「告示第675号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不分明な者の氏名
坂田芳男
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
鹿屋市輝北町諏訪原字ウヒラ1782番2, 1782番5
 - (2) 変更に係る指定施業要件
告示第675号の変更に係る指定施業要件のとおりに

鹿児島県告示第797号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院 又は 診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
高見馬場リハビリテーション 病院	鹿児島市西千石町16番8号	平成27年 9月1日	精神通院医療
池之上クリニック	鹿児島市池之上町10番7号	平成27年 9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
まごころ調剤薬局	曾於市財部町南俣3613番地1	平成27年9月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
南日本薬剤センター薬局吉野店	鹿児島市吉野町2381番地4	平成27年9月1日	精神通院医療
こうえん薬局	鹿児島市吉野一丁目9番21号	平成27年9月1日	精神通院医療
フジ薬局	南九州市川辺町田部田4889番地3	平成27年9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人明輝会	鹿児島市川上町2750番地の18	よしの訪問看護ステーション	鹿児島市吉野二丁目17番15号	平成27年9月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第801号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成27年9月1日付けで次のとおり漁業の免許をした。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 鹿児島海区

(1) 区画漁業（第1種）

ア 魚類養殖業

漁場番号	免許番号	漁 業 権 者		免許の内容
		住 所	氏名又は名称	
鹿特区魚第97号	同左	南さつま市笠沙町片浦15365番地の4	南さつま漁業協同組合	平成27年5月29日鹿児島県告示第522号で公示したとおり。
鹿特区魚第98号	同左	南さつま市笠沙町片浦15365	南さつま漁業協同組	同上

		番地の4	合	
鹿特区魚第99号	同左	南さつま市笠沙町片浦15365番地の4	南さつま漁業協同組合	同上
鹿特区魚第100号	同左	鹿児島市喜入町7010番地5	喜入町漁業協同組合	同上
鹿特区魚第101号	同左	鹿児島市東桜島町413番地3	東桜島漁業協同組合	同上

イ ひじき養殖業

漁場番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住所	氏名又は名称	
鹿特区ひじ第34号	同左	垂水市海潟643番地6	垂水市漁業協同組合	平成27年5月29日鹿児島県告示第522号で公示したとおり。
鹿特区ひじ第35号	同左	垂水市海潟643番地6	垂水市漁業協同組合	同上

ウ かき養殖業

漁場番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住所	氏名又は名称	
鹿特区か(垂)第8号	同左	薩摩川内市里町里3527番地1	甌島漁業協同組合	平成27年5月29日鹿児島県告示第522号で公示したとおり。
鹿特区か(垂)第9号	同左	薩摩川内市里町里3527番地1	甌島漁業協同組合	同上
鹿特区か(垂)第10号	同左	薩摩川内市里町里3527番地1	甌島漁業協同組合	同上
鹿特区か(垂)第11号	同左	南さつま市笠沙町片浦6510番地8	笠沙町漁業協同組合	同上
鹿特区か(垂)第12号	同左	鹿児島市城南町24番28号	鹿児島市漁業協同組合	同上
鹿特区か(垂)第13号	同左	鹿児島市城南町24番28号	鹿児島市漁業協同組合	同上
鹿特区か(垂)第14号	同左	霧島市福山町福山2639番地	福山町漁業協同組合	同上
鹿特区か(垂)第15号	同左	肝属郡錦江町馬場113番地	おおすみ岬漁業協同組合	同上

(2) 区画漁業(第3種)

あさり・はまぐり養殖業

漁場番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住所	氏名又は名称	
鹿特区あ(地)第1号	同左	始良市加治木町港町184番地1	錦海漁業協同組合	平成27年5月29日鹿児島県告示第522号で公示したとおり。
鹿特区あ(地)第2号	同左	始良市加治木町港町184番地1	錦海漁業協同組合	同上
鹿特区あ(地)第3号	同左	霧島市隼人町真孝1041番地	錦江漁業協同組合	同上
鹿特区あ(地)第4号	同左	霧島市隼人町真孝1041番地	錦江漁業協同組合	同上
鹿特区あ(地)第5号	同左	霧島市隼人町真孝1041番地	錦江漁業協同組合	同上

2 奄美大島海区

区画漁業

魚類養殖業

漁場番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住所	氏名又は名称	

大特区魚第27号	同左	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津38番地	瀬戸内漁業協同組合	平成27年5月29日鹿児島県告示第522号で公示したとおり。
大特区魚第28号	同左	大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津38番地	瀬戸内漁業協同組合	同上

鹿児島県告示第802号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1272号	平成33年9月15日	魚かす粉末	6-6魚かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	該当なし	株式会社窪田商店	鹿児島市城南町19番10号

鹿児島県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営経営体育成基盤整備第二新富地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年9月2日から同年10月2日まで
- 3 縦覧場所
肝付町役場農業振興課

鹿児島県告示第804号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鹿児島市	平成25年6月24日から平成26年9月22日まで	地籍図及び地籍簿	鹿児島市西伊敷五丁目及び緑ヶ丘町の各全部並びに西伊敷六丁目及び岡之原町の各一部	平成27年5月25日
鹿屋市	平成25年2月26日から平成27年2月28日まで	地籍図及び地籍簿	鹿屋市輝北町上百引の一部	平成27年5月25日
指宿市	平成25年7月16日から平成26年9月30日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市西方、東方及び十町の各一部	平成27年5月25日
西之表市	平成25年5月27日から平成26年12月24日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市安城の一部	平成27年5月25日
垂水市	平成25年6月29日から平成27年1月27日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市牛根境、高城及び新城の各一部	平成27年5月25日

薩摩川内市	平成25年9月12日から 平成27年2月5日まで	地籍図及 び地籍簿	薩摩川内市入来町副田の一 部	平成27年 5月25日
南さつま市	平成25年7月23日から 平成26年10月14日まで	地籍図及 び地籍簿	南さつま市笠沙町赤生木の 一部	平成27年 5月25日
奄美市	平成25年5月21日から 平成27年2月9日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市名瀬大字知名瀬及び 名瀬大字小湊の各一部	平成27年 5月25日
奄美市	平成25年6月17日から 平成27年2月17日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市住用町大字市及び住 用町大字石原の各一部	平成27年 5月25日
奄美市	平成25年4月1日から 平成27年2月18日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市笠利町大字笠利及び 笠利町大字節田の各一部	平成27年 5月25日
十島村	平成25年9月16日から 平成27年2月27日まで	地籍図及 び地籍簿	十島村中之島の一部	平成27年 5月25日
錦江町	平成25年6月10日から 平成27年2月16日まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町神川の一部	平成27年 5月25日
錦江町	平成25年5月20日から 平成27年2月16日まで	地籍図及 び地籍簿	錦江町田代麓の一部	平成27年 5月25日
南大隅町	平成25年6月10日から 平成27年2月7日まで	地籍図及 び地籍簿	南大隅町根占川北，根占川 南及び根占山本の各一部	平成27年 5月25日
南種子町	平成25年6月4日から 平成27年2月10日まで	地籍図及 び地籍簿	南種子町島間及び中之上の 各一部	平成27年 5月25日
大和村	平成25年5月7日から 平成27年2月2日まで	地籍図及 び地籍簿	大和村大和浜の一部	平成27年 5月25日
宇検村	平成25年6月1日から 平成27年2月20日まで	地籍図及 び地籍簿	宇検村佐念及び平田の各一 部	平成27年 5月25日
喜界町	平成25年7月29日から 平成27年3月2日まで	地籍図及 び地籍簿	喜界町中間，中熊，坂嶺及 び赤連の各一部	平成27年 5月25日
徳之島町	平成25年4月1日から 平成27年2月19日まで	地籍図及 び地籍簿	徳之島町下久志及び轟木の 各一部	平成27年 5月25日
南九州市	平成25年10月21日から 平成26年11月17日まで	地籍図及 び地籍簿	南九州市川辺町田部田及び 川辺町平山の各一部	平成27年 5月25日

鹿児島県告示第805号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 施行者の名称

南さつま市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 加世田都市計画下水道事業

(2) 名称 加世田都市下水路

3 事業施行期間（変更なし）

平成23年8月5日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成23年8月5日鹿児島県告示第820号及び平成26年12月26日鹿児島県告示第1190号の事業地のうち加世田地頭所町を削る。

(2) 使用の部分

平成23年8月5日鹿児島県告示第820号及び平成26年12月26日鹿児島県告示第1190号の事業地のうち加世田地頭所町地内において事業地を変更する。

鹿児島県告示第806号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第8条第1項の規定により、次のとおり収入証紙販売人の指定を解除した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	解除年月日
有限会社城山酒店 代表取締役 屋宮良弘	鹿児島市城山二丁目4 番5号	鹿児島市城山二丁目4 番5号	平成27年8月31日

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する物件及び担当部局
別表のとおりとする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
 - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 ウ 役員等が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
 エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
 カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
 ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
 - (4) 鹿児島県が定める鹿児島県インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「県ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する利用規約の内容を承諾し、及び遵守することができる者であること。
- 3 入札の方法等
 - (1) 本入札は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による電子入札とする。
 - (2) 入札参加申込み
 入札に参加しようとする者は、あらかじめ公有財産売却システムにより入札参加の仮申込みの手続を行った後、県ガイドラインに定める申込書により、別表に記載している担当

部局に入札への参加を申し込まなければならない。

(3) 申込書の受付期間

平成27年9月2日（水）から同月18日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（同月2日（水）にあつては午後1時から午後5時15分まで、同月18日（金）にあつては午前8時30分から午後2時まで）とする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成27年9月18日の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 入札期間並びに開札の日時及び場所

ア 入札期間

平成27年10月7日（水）午後1時から同月14日（水）午後1時までとする。

イ 開札の日時及び場所

(ア) 日時 平成27年10月14日（水）午後1時

(イ) 場所 鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(5) 県ガイドライン

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、県ガイドラインによる。

イ 県ガイドラインの交付場所及び交付期間

(ア) 交付場所

公有財産売却システム及び鹿児島県のホームページ (<http://www.pref.kagoshima.jp/>)とする。

(イ) 交付期間

平成27年9月2日（水）午後1時から同月18日（金）午後1時までとする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3の(5)のイに同じ。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、県ガイドラインに定める方法により、別表に定める額の入札保証金を契約担当者が指定した日時までに納付しなければならない。

なお、入札保証金は、入札期間終了後還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金は、その全額を契約保証金に充当するものとする。

6 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込みをしていない者の入札

(3) 入札者が他の入札者の代理人と兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

(5) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(6) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(7) 予定価格（最低売却価格）に達していない入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定方法

有効な入札をした者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 用途の制限等

(1) 売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

(2) 売買物件について、暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、別表に記載している担当部局に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

10 契約保証金

契約保証金の納付に代えて入札保証金を充当する。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

別表に記載している担当部局に同じ。

12 問合せ先

鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2169

別表

物件番号	入札に付する物件		担当部局
1	物件	土地	鹿児島県警察本部警務部会計課 電話番号 099-206-0110 内線2235
	所在地	鹿児島市伊敷五丁目3163番27, 3163番30	
	面積	142.11平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	13,838,000円	
	入札保証金	1,383,800円	
2	物件	土地	鹿児島県教育庁総務福利課 電話番号 099-286-5214
	所在地	阿久根市赤瀬川字下ノ田1037番5	
	面積	319.44平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	625,000円	
	入札保証金	62,500円	
3	物件	土地	鹿児島県土木部監理課 電話番号 099-286-3483
	所在地	薩摩郡さつま町宮之城屋地字町ノ上1006番2	
	面積	262.96平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	2,724,000円	
	入札保証金	272,400円	
4	物件	土地	鹿児島県教育庁学校施設課 電話番号 099-286-5234
	所在地	曾於市大隅町岩川字湯末4832番1	
	面積	1,217.05平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	5,768,000円	
	入札保証金	576,800円	
5	物件	土地	鹿児島県警察本部警務部会計課 電話番号 099-206-0110 内線2235
	所在地	曾於市末吉町本町二丁目13番11	
	面積	325.59平方メートル	
	地目	宅地	
	予定価格	4,484,000円	

入札保証金	448,400円
-------	----------

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
庶務事務システムの移行等に係る業務
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総務部総務事務センター企画管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年7月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社九州支社
福岡市博多区店屋町5番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
41,796,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成27年9月1日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
たわわタウン谷山
鹿児島市西谷山一丁目5番地
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成27年3月30日
- 3 意見の概要
大規模小売店舗「たわわタウン谷山」に関して、大規模小売店舗の名称変更の届出に係る本市意見は、特にありません。

平成27年度技能検定（後期）実施公告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成27年度技能検定（後期）を次のとおり実施する。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 技能検定の等級別実施職種
 - (1) 特級
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立

て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造（集積回路チップ製造及び集積回路組立てに係るものに限る。）、時計修理、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（合成ゴム系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び義肢・装具製作（装具製作に係るものに限る。）

(3) 3級

造園、機械加工（普通旋盤に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）及び電気製図

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工

なお、(1)から(4)までに掲げる実施職種以外の職種についても、実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に対しては、技能検定を実施する。

2 技能検定の方法

等級別の職種ごとに実技試験及び学科試験によって行う。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける資格がある者については、当該試験は免除する。

3 技能検定の実施期日

(1) 実技試験

平成27年12月2日（水）から平成28年2月14日（日）までの間において鹿児島県職業能力開発協会が指定する日

(2) 学科試験

等級及び検定職種ごとに次の表に定める日

等級及び検定職種	実施期日
(1級及び2級) 機械検査 電気機器組立て 配管 型枠施工 ガラス施工	平成28年1月24日（日）
(3級) 電気機器組立て 配管	平成28年1月24日（日）
(特級) 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めつき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 光学機器製造 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 紳士服製造 プラスチック成形 パン製造	平成28年1月31日（日）
(1級及び2級) 時計修理 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 パン製造 厨房設備施工 コンクリート圧送施工 防水施工 機械・プラント製図	平成28年1月31日（日）
(3級) 造園 機械加工 電子機器組立て 時計修理 冷凍空気調和機器施工 家具製作 機械・プラント製図	平成28年1月31日（日）
(1級及び2級)	平成28年2月7日（日）

半導体製品製造 空気圧装置組立て 和裁 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 塗装 義肢・装具製作	
(3級) 機械検査 和裁 建築大工 電気製図	平成28年2月7日（日）
(単一等級) 樹脂接着剤注入施工	平成28年2月7日（日）

4 技能検定の実施場所

鹿児島県職業能力開発協会が指定する場所

5 技能検定試験の手数料

- (1) 学科試験 3,100円（学科試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）
- (2) 実技試験 17,900円（3級の実技試験を受験する者で受検資格に必要な訓練又は学科を現に修めているもの（認定職業訓練施設の訓練生で就職している者及び短期課程の訓練生を除く。）にあつては、11,900円）（実技試験の免除を受けようとする者にあつては、納付を要しない。）

6 受検手続

(1) 提出書類等

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができる者であることを証する書面

ウ 技能検定試験の手数料（現金又は郵便振替で納付すること。なお、納付された手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

鹿児島県職業能力開発協会（鹿児島市錦江町9番14号 郵便番号 892-0836）

7 提出書類等の受付期間

平成27年10月5日（月）から同月16日（金）までの日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成27年10月16日の消印のあるものまで受け付ける。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の受検番号を平成28年3月11日（金）に鹿児島県商工労働水産部雇用労政課前の廊下及び鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示するとともに、合格者に対し、平成28年3月11日（金）に合格通知を発送する。また、実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鹿児島県職業能力開発協会が、平成28年3月11日（金）に、当該試験に係る合格通知を発送する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級又は単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級又は3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書をそれぞれ交付する。

また、このほか、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

9 その他

- (1) 受検申請書用紙及び受検案内の請求は、鹿児島県職業能力開発協会に対して行うこと。
- (2) 技能検定についての照会は、鹿児島県職業能力開発協会（電話 099-226-3240）又は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577 電話 099-286-3019）に対して行うこと。
- (3) 受検申請書用紙及び受検案内を送付の方法により請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円分の郵便切手を貼った返信用封筒（角形2号）を同封すること。
- (4) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によることとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

- (5) 受検者のうち希望する者には、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条の規定により試験結果（実技試験及び学科試験の得点）を開示する。

なお、開示を行う期間は合格者の発表の日から起算して1月間とし、開示をする場所は鹿児島県商工労働水産部雇用労政課とする。

.....
指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県高千穂河原野営場（以下「野営場」という。）
- 2 公の施設の所在地
霧島市霧島田口2583番地12
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 野営場の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (2) 野営場の施設、設備等の利用の許可に関する業務
 - (3) 野営場の利用に係る料金に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、野営場の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
 - ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類
ア 指定管理者指定申請書

- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県商工労働水産部観光交流局観光課観光地づくり係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成27年9月1日（火）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成27年10月2日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県商工労働水産部観光交流局観光課観光地づくり係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成27年9月1日（火）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 公の施設の名称

鹿児島県桜島ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）

2 公の施設の所在地

鹿児島市桜島横山町1722番地29

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) ビジターセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- (2) ビジターセンターが所在する自然公園の自然及び人文に係る資料の展示及び解説に関する業務
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ビジターセンターの管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。

- (5) 法人県民税，法人事業税，消費税，地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等
- カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
- (1) 申請書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- ウ 管理の業務に関する収支予算書
- エ 法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）
- オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
- カ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の提出先
鹿児島県商工労働水産部観光交流局観光課観光地づくり係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
- 8 申請を受け付ける期間
平成27年9月1日（火）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお，郵送により提出する場合は，平成27年10月2日午後5時15分までに必着のこと。
- 9 条例第6条各号に掲げる選定の基準
- (1) 事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項
- 10 その他
- (1) 詳細は，募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は，鹿児島県商工労働水産部観光交流局観光課観光地づくり係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において，平成27年9月1日（火）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間，配布する。
-

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県高千穂河原ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
- 2 公の施設の所在地
霧島市霧島田口2583番地12
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) ビジターセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (2) ビジターセンターが所在する自然公園の自然及び人文に係る資料の展示及び解説に関する業務
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ビジターセンターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称
鹿児島県奄美パーク（以下「奄美パーク」という。）
- 2 公の施設の所在地
奄美市笠利町節田1834番地
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 奄美パークの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(4)において同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) 奄美群島の自然、文化又は歴史に関する資料、田中一村の絵画等（(3)において「資料等」という。）の保管及び展示に関する業務
 - (3) 奄美パークの資料等の調査に関する業務
 - (4) 奄美パークの施設の利用の許可に関する業務
 - (5) 奄美パークの利用に係る料金に関する業務
 - (6) 奄美パークの利用の促進に関する業務
 - (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、奄美パークの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 公の施設の名称

鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター（以下「研修センター」という。）

- 2 公の施設の所在地
鹿屋市上高隈町3811番地1
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 研修センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(3)及び(4)において「施設等」という。）の維持管理に関する業務
 - (2) 研修センターを利用した研修に関する業務
 - (3) 施設等の利用の許可に関する業務
 - (4) 施設等の利用に係る料金に関する業務
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、研修センターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税、法人事業税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
 - ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
研修センターのサービス向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。
- 7 申請の方法
 - (1) 申請書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）
 - ウ 管理の業務に関する収支予算書
 - エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）
 - オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類
 - カ その他知事が必要と認める書類
 - (2) 申請書類の提出先
鹿児島県商工労働水産部観光交流局国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町10番1号

郵便番号 890-8577)

8 申請を受け付ける期間

平成27年9月1日（火）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成27年10月2日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

- (1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県商工労働水産部観光交流局国際交流課国際交流係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成27年9月1日（火）から同年10月2日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
土木行政総合システム用機器、ソフトウェア等及びクライアントライセンスの賃貸借一式
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年1月31日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成28年2月1日から平成33年1月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成27年9月25日午後5時15分までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県土木部監理課経理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3486
ファックス番号 099-286-5617

(3) 申請書類の受付期間

平成27年9月9日から同月25日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

3の(2)に同じ。

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成27年10月13日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年10月14日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎15階）土木部建築課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

3の(2)及び4の(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び4の(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県土木部監理課経理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3486

ファックス番号 099-286-5617

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

Rental of Comprehensive Civil Engineering Administrative System Equipment and Software, and Client License(1Set)

(2) DELIVERY PERIOD:

31 January 2016

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:15 p.m. 13 October 2015

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Public Works Administration Division

Public Works Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3486

FAX 099-286-5617

河川法に基づく川内川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、川内川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

河川法に基づく金久田川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、金久田川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

河川法に基づく大川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、大川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

河川法に基づく嘉渡川水系河川整備計画の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、嘉渡川水系河川整備計画を定めたので、鹿児島県土木部河川課及び大島支庁建設部建設課において縦覧に供する。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年9月1日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日置市伊集院町猪鹿倉字北新宮105番1の一部、112番1の一部及び105番1地先里道の一部並びに字宮ノ脇118番10の一部、119番1の一部、119番2の一部、121番、122番、123番の一部、127番、128番1、128番4の一部、128番5、130番3、131番の一部、131番1の一部、131番9、132番1の一部、132番5の一部、133番1、133番2、134番、135番、136番、122番地先水路の一部及び136番地先里道の一部

2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 日置市伊集院町猪鹿倉字北新宮105番1の一部、112番1の一部及び105番1地先里道の一部並びに字宮ノ脇122番の一部、127番の一部、128番1の一部、128番4の一部、128番5、130番3の一部、131番9の一部、133番1の一部、134番の一部、135番の一部及び136番の一部

- 公園 日置市伊集院町猪鹿倉字宮ノ脇127番の一部及び131番9の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市南郡元町14番9号
三洋ハウス株式会社
代表取締役 逆瀬川勇

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第88号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年9月1日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR RAVE この世界こそが 真実だFPM	株式会社藤商事	5P0723
ぱちんこ遊技機	CR雀鬼KG	株式会社大一商会	5P0703
ぱちんこ遊技機	CR義風堂々！！～兼続と慶次～ L8-V	株式会社ニューギン	5P0715
回胴式遊技機	パチスロマジェスティックプリン スS	株式会社ディ・ライト	5S0670
回胴式遊技機	ああっ女神さまっWT	株式会社ディ・ライト	5S0695